

# 構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

## 1 法律の趣旨

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法附則第2条の規定に基づく検討の結果を踏まえて内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を5年間（平成24年3月31日まで）延長する等の措置を講ずるとともに、地方公共団体、民間事業者等の提案に基づく規制の特例措置の整備等を行う。

## 2 法律の内容

### (1) 構造改革特別区域制度関係

- ア 内閣総理大臣は、新たな規制の特例措置の整備等構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとするとともに、その提案について検討を加え、新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする（募集は、平成24年3月31日までに限り行う。）。
- イ 内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）の認定申請の期限（平成19年3月31日まで）を平成24年3月31日まで延長する。
- ウ 関係行政機関の長等は、認定された計画に定められた特定事業の実施に関し、法令の規定による許可等の処分を求められたときは、特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
- エ 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正後の法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 規制の特例措置の追加関係

- ア 地方自治法の特例  
都道府県が条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村において処理することとする場合において、当該事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関等への協議等について、都道府県を経由せず行うことができるようにする。
- イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例  
地方公共団体の教育委員会が行っている学校施設の管理及び整備に関する事務について、一定の場合に当該地方公共団体の長が行うことができるようにする。

### (3) 規制の特例措置の全国展開関係

次の特例措置を削除し、所要の経過措置を置く。

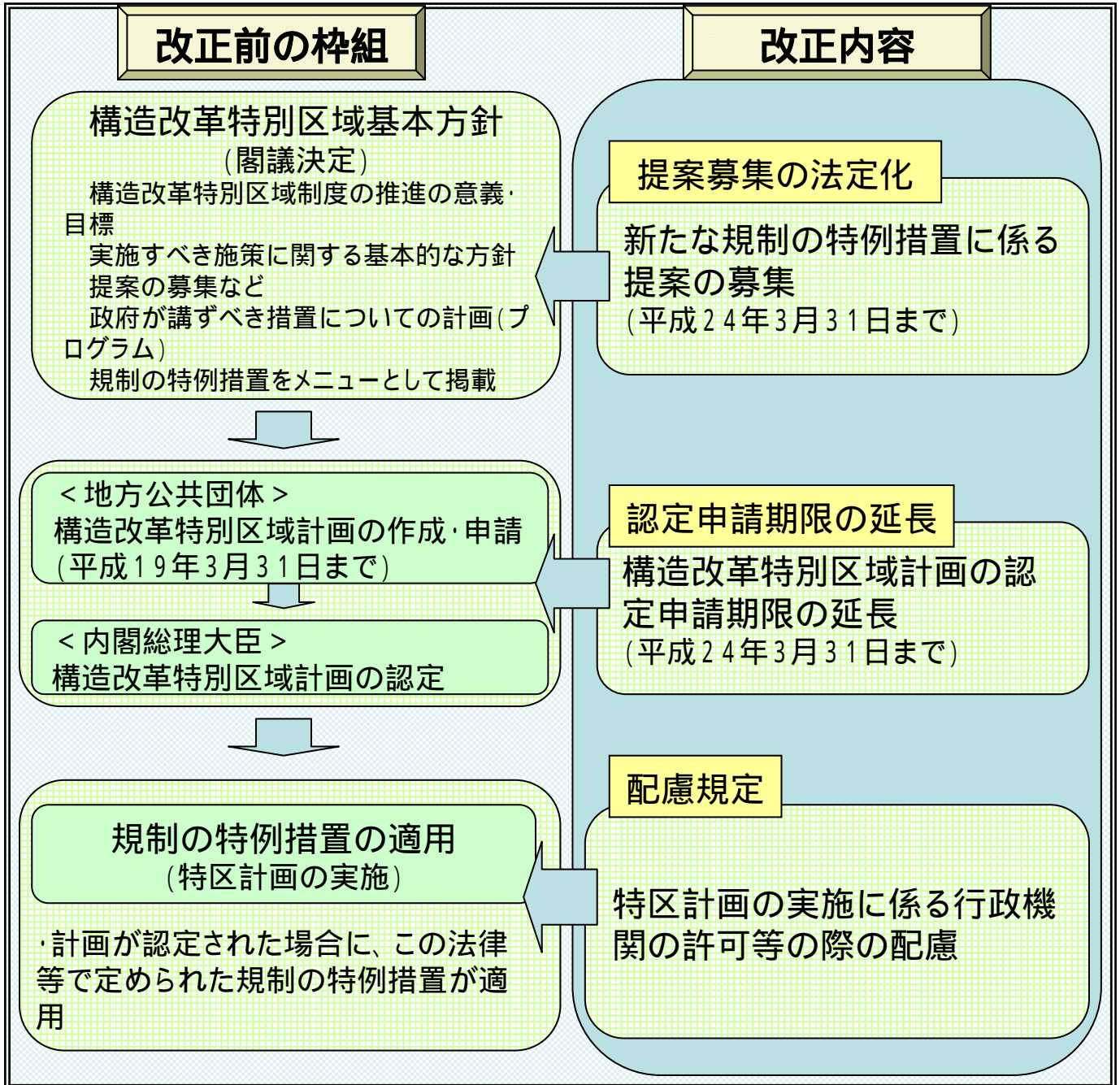
- ア 学校教育法の特例（三歳未満児に係る幼稚園入園事業）
- イ 老人福祉法の特例（地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業）

## 3 その他

- 施行日 公布の日。ただし、
- (1)ア：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
  - (1)ウ：公布の日から1月を経過した日
  - (2)：平成19年10月1日
  - (3)ア：平成20年4月1日

# 構造改革特別区域法の一部を改正する法律について

特区計画の認定申請期限が18年度末とされていること及び法施行後5年以内に施行状況について検討し、必要な措置を講ずるとされていることから、地域の指摘などを踏まえ、制度を見直すとともに、規制の特例措置の追加等を行う。



あわせて、引き続き特区制度を推進するため、以下の内容を規定

改正法施行後5年以内の制度の再見直し

第9次提案に基づく特例措置の追加等